			項の供用開始の公示が行われたものをいい、渡船施設、路面幅員一・五メートル未満の市町村道（橋りようを除く。）並びに道路整備特別措置法第十八条の規定によつて料金を徴収するもの及び同法附則第四条又は第五条第二項の規定により維持、修繕その他の管理を行うものを除く。）で当該地方団体が管理するもの（指定区間内の道路で当該地方団体がその経費の一部又は全部を負担するものを含む。）及び直轄高速道路で高速自動車国道法第七条第一項の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものとして総務大臣が通知した延長。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合、大規模な境界変更若しくは指定都市の指定により又は道路法第十七条第二項若しくは第三項の規定に基づき道路を管理する地方団体に変更があつたときは、この表中一のただし書の規定を準用する。
［四　略］	［略］	［略］	
［五　略］	［略］	［略］	
［六　略］	［略］	［略］	
七　牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町	都市公園の面積	都市公園法に基づき市町村が設置する都市公園（市町村の組織する組合が設置する都市公園は、当該都市公園が所在する市町村の都市公園とみなす。）のうち前年の四月一日現在において都市公園法第十七条第一項に規定する都市公園台帳に記載されている面積として総務大臣が通知した面積	千平方メートル

			項の供用開始の公示が行われたものをいい、渡船施設、路面幅員一・五メートル未満の市町村道（橋りようを除く。）並びに道路整備特別措置法第十八条の規定によつて料金を徴収するもの及び同法附則第四条又は第五条第二項の規定により維持、修繕その他の管理を行うものを除く。）で当該地方団体が管理するもの（指定区間内の道路で当該地方団体がその経費の一部又は全部を負担するものを含む。）及び直轄高速道路で高速自動車国道法第七条第一項の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものとして総務大臣が通知した延長。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合、大規模な境界変更若しくは指定都市の指定により又は道路法第十七条第二項若しくは第三項の規定に基づき道路を管理する地方団体に変更があつたときは、この表中一のただし書の規定を準用する。
［四　同上］	［同上］	［同上］	
［五　同上］	［同上］	［同上］	
［六　同上］	［同上］	［同上］	
七　牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町	都市公園の面積	都市公園法に基づき市町村が設置する都市公園（市町村の組織する組合が設置する都市公園は、当該都市公園が所在する市町村の都市公園とみなす。）のうち前年の四月一日現在において都市公園法第十七条第一項に規定する都市公園台帳に記載されている面積として総務大臣が通知した面積	千平方メートル
八　双葉郡浪江町	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校	学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における当該市町村立の幼稚園に在学する幼児数	人